

# 株式会社アニマシオン 法令遵守規程

## （目的及び適用範囲）

第1条 株式会社アニマシオン法令遵守規程（以下「規程」という。）は、株式会社アニマシオン（以下「当社」という。）における社会福祉施設を運営する事業について、法令を遵守し、業務が適正に遂行されることを目的として定める。

## （基本方針）

第2条 当社が行う事業を適正に行うために、以下を当社の基本方針とする。

- （1）事業を行う際には、法令を遵守し、違法行為を行わない。
- （2）法令遵守のために必要な組織体制を整備する。
- （3）法令遵守責任者は、代表取締役の命を受け、社会福祉事業所の管理者と連携し、適正な事業運営を確保する。

## （法令遵守責任者）

第3条 当社の代表取締役は、法令遵守責任者1名配置するものとする。

2 前項の法令遵守責任者は、代表取締役が選任するものとする。

## （法令遵守責任者の業務）

第4条 法令遵守責任者は、当社の事業が法令遵守により遂行されるよう、以下の業務を行うものとする。

- （1）当社の事務遂行状態を法令遵守の観点から確認する
- （2）法令遵守に関する本規程の制定及び改定

## （相談窓口の仕組み）

第5条 当社内に存在する問題を広く受け付け、積極的に解決していくために担当者を配置する。

- （1）受付、相談、報告の窓口の利用方法は、電話、電子メール、書面、面会等とする。
- （2）通報を受けると、必要に応じて調査を行い、その結果是正の必要ありと認められた場合に、直ちに是正処置を講ずるものとする。更に、その後の再発防止が機能しているかのフォローアップも行うものとする。実名通報の場合には、通報者に対し、調査結果、是正結果の報告を行うものとする。
- （3）当社は、報告・相談者に対し、このことを理由とするいかなる不利益取り扱いも行わないこと。
- （4）当社は通報、調査で得られた個人情報を開示しないものとして、プライバシーは遵守さ

れる。

(5) 虚偽通報、誹謗中傷する通報、その他の不正の通報を行ってならない。

#### (職員の責務)

第6条 職員は第2条に定める基本方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

2 職員は、自らも専門職としての職務倫理を身につけ、また障害者総合支援法及び児童福祉法その他関係法令を理解しつつ遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合は、自らの上司又は管理者、必要に応じて法令遵守責任者に報告しなければならない。

#### (教育及び研修)

第7条 管理者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

#### (処分)

第8条 法令違反する行為を行った職員は、懲戒その他処分されるものとする。

#### 附 則

この規程は、2021年4月1日より施行する。